

令和7年第1回水戸市議会定例会議案

(追 加)

水 戸 市

議 案

〔令和7年3月3日〕
〔第1回水戸市議会定例会〕

市議会議案第37号	水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
〳 第38号	東町運動公園体育館メインアリーナ観客席等改修工事請負契約の締結について	41
〳 第39号	包括外部監査契約の締結について	43
〳 第40号	令和6年度水戸市一般会計補正予算（第7号）	45
〳 第41号	令和6年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）	55
〳 第42号	令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）	57
〳 第43号	令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）	59
〳 第44号	令和6年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）	61
〳 第45号	令和6年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）	63
〳 第46号	令和6年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	65
〳 第47号	令和6年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）	67
〳 第48号	令和6年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）	69
報 告 第1号	専決処分について（令和6年度水戸市一般会計補正予算（第6号））	71
〳 第2号	専決処分について（水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例）	75
〳 第3号	専決処分について（水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例）	77
〳 第4号	専決処分について（水戸市監査委員条例及び水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）	79
〳 第5号	専決処分について（水戸市手数料条例の一部を改正する条例）	81
〳 第6号	専決処分について（訴えの提起について）	83
〳 第7号	専決処分について（和解について）	85
〳 第8号	専決処分について（和解について）	87
〳 第9号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	89
〳 第10号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	91
〳 第11号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	93
〳 第12号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	95
〳 第13号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	97
〳 第14号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	99
〳 第15号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	101

水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水戸市職員の給与に関する条例（昭和32年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「309,200円」を「310,000円」に改める。

第20条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と」、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

第22条の2第1項の表1の項中「380,000」を「392,000」に改め、同表2の項中「427,000」を「444,000」に改め、同表3の項中「477,000」を「492,000」に改め、同表4の項中「539,000」を「555,000」に改め、同表5の項中「615,000」を「634,000」に改め、同表6の項中「718,000」を「740,000」に改め、同表7の項中「839,000」を「864,000」に改める。

第22条の3第2項中「とする」を「と」、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条，第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100

33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		

72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400	386,600				
95		299,700	347,800	387,000				
96		300,100	348,200	387,400				
97		300,300	348,400	387,700				
98		300,600	348,800	388,200				
99		301,000	349,200	388,600				
100		301,400	349,500	389,000				
101		301,600	349,800	389,300				
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					

111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額							
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条、第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	415,600
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	418,000
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	420,500
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	422,900
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	424,800
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	426,900
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	429,000
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	431,200
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	433,100
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	435,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	437,300
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	439,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	440,900
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	442,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	444,600
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	446,500
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	448,300
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	450,100
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	451,900
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	453,600
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	455,400
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	456,900
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	458,300
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	459,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	461,200
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	462,500
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	463,800
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	465,000
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	466,000
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	466,700
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	467,400
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	468,100

33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	468,800
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	469,500
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	470,100
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	470,700
37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	471,200
38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	471,800
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	472,400
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	473,000
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	473,500
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	474,000
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	474,400
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	474,700
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	475,000
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400	
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700	
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000	
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200	
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500	
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800	
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100	
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300	
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600	
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900	

72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100	
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300	
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600	
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900	
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200	
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400	
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100	
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400	
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600	
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100		
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400		
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600		
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800		
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100		
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400		
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600		
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800		
94	308,300	330,200	356,200	389,800				
95	309,200	331,400	357,700	390,300				
96	310,000	332,600	359,100	390,800				
97	310,800	333,800	360,400	391,200				
98	311,800	335,100	361,600	391,600				
99	312,700	336,300	362,700	392,100				
100	313,600	337,500	363,900	392,600				
101	314,500	338,900	365,000	393,000				
102	315,500	339,800	366,100	393,500				
103	316,500	340,800	367,200	394,000				
104	317,400	341,900	368,300	394,500				
105	318,200	343,000	369,500	394,800				
106	318,800	344,100	370,000	395,200				
107	319,400	345,100	370,600	395,700				
108	320,000	346,100	371,200	396,000				
109	320,500	347,300	371,800	396,300				
110	321,000	348,300	372,300	396,800				

111	321,400	349,300	372,700	397,300				
112	321,900	350,200	373,200	397,800				
113	322,700	351,100	373,600	398,100				
114	323,400	352,000	374,000	398,600				
115	324,100	353,000	374,500	399,100				
116	324,700	354,000	375,000	399,600				
117	325,300	355,000	375,400	399,900				
118	326,000	355,400	375,900	400,400				
119	326,700	356,000	376,500	400,900				
120	327,500	356,600	377,000	401,400				
121	328,100	356,900	377,200	401,800				
122	328,400	357,300	377,700	402,300				
123	328,900	357,700	378,200	402,700				
124	329,400	358,100	378,600	403,200				
125	329,700	358,500	379,100	403,600				
126		358,900	379,600					
127		359,300	380,100					
128		359,700	380,600					
129		360,100	380,900					
130		360,500	381,400					
131		360,900	381,900					
132		361,300	382,400					
133		361,500	382,700					
134		362,000	383,200					
135		362,400	383,600					
136		362,700	384,000					
137		363,000	384,300					
138		363,400	384,800					
139		363,900	385,300					
140		364,400	385,800					
141		364,700	386,100					
142		365,200						
143		365,700						
144		366,200						
145		366,500						
定年前再 任用 短時	基準 給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

間勤 務職 員									
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、消防吏員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条，第5条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500	

33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	

72		480,400	533,800		
73		480,800	534,600		
74		481,400	535,500		
75		482,100	536,400		
76		482,800	537,100		
77		483,200	537,900		
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		
80		484,900	540,600		
81		485,400	541,400		
82		485,900	542,300		
83		486,400	543,200		
84		486,900	544,100		
85		487,300	544,900		
86		487,800	545,800		
87		488,200	546,700		
88		488,700	547,600		
89		489,200	548,400		
90		489,800			
91		490,400			
92		490,800			
93		491,300			
94		491,900			
95		492,500			
96		493,000			
97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円 301,700	基 準 給料月額 円 344,400	基 準 給料月額 円 399,500	基 準 給料月額 円 473,300

備考 この表は、医師免許を受けている職員で医療業務又は公衆衛生業務に従事するものに適用する。

第2条 水戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第11条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号」を「次項第3号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第11条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「、前項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削る。

第12条第1項及び第2項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第3項第2号の2を次のように改める。

(2)の2 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等がある医4級職員が医4級職員以外の職員となった場合

第12条第3項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第3号の2中「扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子」を「扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等」に改め、同項第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第12条の3第2項第1号ただし書及び第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第18条の2第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、同条第3項中「額と」を「額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）と」に改め、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第19条第2項中「、第12条及び第12条の4」を「及び第12条」に改め、「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第6条第2項から第9項まで、第11条、第12条及び第12条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは、「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第22条の2第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第22条の3第1項中「、第12条の4及び第21条」を「及び第12条の4」に改め、同条第2項中「及び第20条第2項」を「、第20条第2項及び第21条」に、「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条，第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	

33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800			

72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000	386,600				
87	256,300	297,400	346,400	387,000				
88	256,600	297,700	346,800	387,400				
89	256,900	298,000	347,000	387,700				
90	257,200	298,300	347,400	388,200				
91	257,500	298,600	347,800	388,600				
92	257,800	299,000	348,200	389,000				
93	258,100	299,200	348,400	389,300				
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						

111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額							
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条，第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	458,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	463,800
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	468,800
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	473,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	477,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	481,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	484,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	486,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	488,500
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	

33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	

72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100		
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400		
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600		
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800		
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100		
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400		
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600		
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800		
86	302,500	321,000	345,500	387,800				
87	303,200	322,000	347,000	388,400				
88	303,900	323,000	348,400	389,000				
89	304,600	324,000	349,700	389,300				
90	305,400	325,300	350,900	389,800				
91	306,200	326,500	352,100	390,300				
92	306,900	327,700	353,400	390,800				
93	307,400	328,900	354,700	391,200				
94	308,300	330,200	356,200	391,600				
95	309,200	331,400	357,700	392,100				
96	310,000	332,600	359,100	392,600				
97	310,800	333,800	360,400	393,000				
98	311,800	335,100	361,600	393,500				
99	312,700	336,300	362,700	394,000				
100	313,600	337,500	363,900	394,500				
101	314,500	338,900	365,000	394,800				
102	315,500	339,800	366,100	395,200				
103	316,500	340,800	367,200	395,700				
104	317,400	341,900	368,300	396,000				
105	318,200	343,000	369,500	396,300				
106	318,800	344,100	370,000	396,800				
107	319,400	345,100	370,600	397,300				
108	320,000	346,100	371,200	397,800				
109	320,500	347,300	371,800	398,100				
110	321,000	348,300	372,300	398,600				

	111	321,400	349,300	372,700	399,100				
	112	321,900	350,200	373,200	399,600				
	113	322,700	351,100	373,600	399,900				
	114	323,400	352,000	374,000	400,400				
	115	324,100	353,000	374,500	400,900				
	116	324,700	354,000	375,000	401,400				
	117	325,300	355,000	375,400	401,800				
	118	326,000	355,400	375,900	402,300				
	119	326,700	356,000	376,500	402,700				
	120	327,500	356,600	377,000	403,200				
	121	328,100	356,900	377,200	403,600				
	122	328,400	357,300	377,700					
	123	328,900	357,700	378,200					
	124	329,400	358,100	378,600					
	125	329,700	358,500	379,100					
	126		358,900	379,600					
	127		359,300	380,100					
	128		359,700	380,600					
	129		360,100	380,900					
	130		360,500	381,400					
	131		360,900	381,900					
	132		361,300	382,400					
	133		361,500	382,700					
	134		362,000	383,200					
	135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000					
	137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年前再任用短時		基準 給料月額							
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

間勤 務職 員									
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、消防吏員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条，第5条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200		

33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	
49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	
52	400,900	475,500	530,300	
53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900	
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	

	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、医師免許を受けている職員で医療業務又は公衆衛生業務に従事するものに適用する。

(市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成4年水戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

第4条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(平成4年水戸市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

第6条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年水戸市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「100分の10」を「100分の9」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条並びに付則第4項から付則第6項まで及び付則第8項から付則第10項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の水戸市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)、第3条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(同項において「改正後の議員報酬等条例」という。))及び第5条の規定による改正後の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(同項において「改正後の常勤特別職給与等条例」という。))の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例(水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、改正後の議員報酬等条例又は改正後の常勤特別職給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の水戸市職員の給与に関する条例(水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第5条の規定による改正前の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬等条例又は改正後の常勤特別職給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の水戸市職員の給与に関する条例第11条及び第12条の規定の適用については、第11条第1項ただし書中「次項第3号」とあるのは「次項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）に係る扶養手当は行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「医4級職員」という。）に対しては支給せず、同項第3号」と、「医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「医4級職員」という。）に対しては、」とあるのは「医4級職員に対しては」と、同条第2項第1号中「削除」とあるのは「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「月額は」とあるのは「月額は、扶養親族たる配偶者については1人につき3,000円」と、「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）」とあるのは「8級職員」と、第12条第1項中「医4級職員にあっては、」とあるのは「8級職員にあっては扶養親族たる配偶者を除き、医4級職員にあっては」と、「医4級職員から」とあるのは「8級職員から8級職員及び医4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合、医4級職員から8級職員及び」と、「扶養親族たる父母等が」とあるのは「扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）がある場合、医4級職員から8級職員となった職員に扶養親族たる父母等が」と、同項第1号中「医4級職員に扶養親族たる父母等」とあるのは「8級職員にあっては扶養親族たる配偶者」と、「除く」とあるのは「除き、医4級職員にあっては扶養親族たる子としての要件を具備するに至った者がある場合に限る」と、同項第2号中「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日を経過したことにより、扶養親族」とあるのは「8級職員に扶養親族たる配偶者」と、「場合及び」とあるのは「者がある場合、」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等」と、「場合を」とあるのは「場合及び扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日を経過したことにより、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を」と、同条第2項中「医4級職員にあっては、」とあるのは「8級職員にあっては扶養親族たる配偶者を除き、医4級職員にあっては」と、「医4級職員から」とあるのは「8級職員から8級職員及び医4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員及び医4級職員以外の職員となった日、医4級職員から8級職員及び」と、「扶養親族たる父母等が」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等が」と、「前項」とあるのは「同項」と、「医4級職員以外の職員となった日」とあるのは「8級職員及び医4級職員以外の職員となった日、医4級職員から8級職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日」と、「死亡した日、」とあるのは「死亡した日、8級職員及び医4級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日、8級職員から医4級職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医4級職員となった日、8級職員及び」と、「扶

養親族たる父母等で」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等で」と、同条第3項第2号中「医4級職員にあっては、」とあるのは「8級職員にあっては扶養親族たる配偶者を除き、医4級職員にあっては」と、同項第2号の2中「扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる子」と、「及び扶養親族たる父母等がある医4級職員が医4級職員以外の職員」とあるのは「がある医4級職員、扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある医4級職員若しくは扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある医4級職員が8級職員及び医4級職員以外の職員となった場合又は扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある医4級職員が8級職員」と、同項第3号中「扶養親族たる父母等で第1項」とあるのは「扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員、扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある8級職員、扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある8級職員、扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある8級職員又は扶養親族たる父母等で同項」と、同項第3号の2中「扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる子」と、「職員で医4級職員以外のもの」とあるのは「8級職員及び医4級職員以外の職員、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある8級職員及び医4級職員以外の職員若しくは扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある8級職員及び医4級職員以外の職員が医4級職員となった場合又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある8級職員」と、同項第4号中「扶養親族たる父母等で第1項」とあるのは「扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある8級職員及び医4級職員以外の職員、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある8級職員及び医4級職員以外の職員、扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある8級職員及び医4級職員以外の職員又は扶養親族たる父母等で同項」とする。

(号給の切替え)

- 5 付則第1項ただし書に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「一部施行日」という。）の前日において第2条の規定による改正前の水戸市職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその職員が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの一部施行日における号給（次項において「新号給」という。）は、一部施行日の前日においてその職員が属していた職務の級及び同日においてその職員が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(一部施行日前の異動者の号給の調整)

- 6 一部施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その職員が一部施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(規則への委任)

7 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

8 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年水戸市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第11条の2第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加える。

第11条の3第2項中「定年前再任用短時間勤務職員及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第13条の2を次のように改める。

第13条の2 削除

第13条の3第1項中「、第6条の2及び第13条」を「及び第6条の2」に、「特定任期付職員」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」に改め、同条第2項中「第13条の2」を「第13条の3第1項」に改める。

(水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

9 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、前項の規定による改正後の水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「職員」とあるのは「職員(次項第1号に掲げる扶養親族のみを扶養する職員のうち管理者が別に定める職員を除く。)」と、同条第2項第1号中「削除」とあるのは「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

10 水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年水戸市条例第43号)の一部を次のように改正する。

付則第10条第7項中「並びに第12条の4」を削る。

付則別表(付則第5項関係)

職員の号給の切替表

1 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	職 務 の 級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5

44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70			
79	75	71	71			
80	76	72	72			
81	77	73	73			
82	78	74	74			

83	79	75	75			
84	80	76	76			
85	81	77	77			
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

2 消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	職 務 の 級				
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	1
19	15	11	11	7	1
20	16	12	12	8	1
21	17	13	13	9	1
22	18	14	14	10	1
23	19	15	15	11	1
24	20	16	16	12	2
25	21	17	17	13	2
26	22	18	18	14	2
27	23	19	19	15	2
28	24	20	20	16	3
29	25	21	21	17	3
30	26	22	22	18	3
31	27	23	23	19	3
32	28	24	24	20	3
33	29	25	25	21	3
34	30	26	26	22	4
35	31	27	27	23	4
36	32	28	28	24	4
37	33	29	29	25	4
38	34	30	30	26	4
39	35	31	31	27	4
40	36	32	32	28	4
41	37	33	33	29	4
42	38	34	34	30	5
43	39	35	35	31	5
44	40	36	36	32	5

45	41	37	37	33	5
46	42	38	38	34	
47	43	39	39	35	
48	44	40	40	36	
49	45	41	41	37	
50	46	42	42	38	
51	47	43	43	39	
52	48	44	44	40	
53	49	45	45	41	
54	50	46	46	42	
55	51	47	47	43	
56	52	48	48	44	
57	53	49	49	45	
58	54	50	50	46	
59	55	51	51	47	
60	56	52	52	48	
61	57	53	53	49	
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	

84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				

123	119				
124	120				
125	121				

3 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1

34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	

73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

東町運動公園体育館メインアリーナ観客席等改修工事請負契約の締結について

東町運動公園体育館メインアリーナ観客席等改修工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 東町運動公園体育館メインアリーナ観客席等改修工事 |
| 2 契 約 金 額 | 217,800,000円 |
| 3 契約の相手方 | 東洋・五十嵐特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市袴塚1丁目4番17号
東洋工業株式会社
代表取締役 尾 曾 賢 和 |
| 構成員 | 水戸市袴塚1丁目4番17号
東洋工業株式会社
代表取締役 尾 曾 賢 和 |
| 構成員 | 水戸市城東3丁目1番78号
株式会社五十嵐建設
代表取締役 五十嵐 康 光 |

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価額15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告 |
| 2 契約金額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 3 契約の相手方 | 住所 水戸市元吉田町767番地の2
氏名 加藤 溪
資格 公認会計士 |
| 4 契約の期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36第1項 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市

令和6年度水戸市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度水戸市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,880,706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,794,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正1追加」による。

2 継続費の変更は、「第2表継続費補正2変更」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正1追加」による。

2 地方債の変更は、「第4表地方債補正2変更」による。

（繰越明許費の補正）

第5条 繰越明許費の追加は、「第5表繰越明許費補正」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
12 地方交付税		千円 12,834,000	千円 460,056	千円 13,294,056
	1 地方交付税	12,834,000	460,056	13,294,056
16 国庫支出金		28,214,757	410,930	28,625,687
	1 国庫負担金	20,250,374	158,293	20,408,667
	2 国庫補助金	7,889,961	252,637	8,142,598
17 県支出金		9,301,893	23,700	9,325,593
	1 県負担金	6,198,636	47,500	6,246,136
	2 県補助金	2,517,454	△23,800	2,493,654
19 寄附金		1,012,185	240,000	1,252,185
	1 寄附金	1,012,185	240,000	1,252,185
20 繰入金		2,863,894	△25,731	2,838,163
	1 基金繰入金	2,837,894	△25,731	2,812,163
21 繰越金		1,283,073	229,789	1,512,862
	1 繰越金	1,283,073	229,789	1,512,862
22 諸収入		3,277,958	434,662	3,712,620
	5 雑入	2,960,419	434,662	3,395,081
23 市債		8,109,400	1,107,300	9,216,700
	1 市債	8,109,400	1,107,300	9,216,700
歳 入 合 計		124,914,008	2,880,706	127,794,714

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 議会費		千円 567,418	千円 △348	千円 567,070
	1 議会費	567,418	△348	567,070
2 総務費		10,705,883	853,681	11,559,564
	1 総務管理費	8,621,812	740,703	9,362,515
	2 徴税費	1,277,380	58,254	1,335,634
	3 戸籍住民基本台帳費	542,079	54,236	596,315
	4 選挙費	130,617	137	130,754
	5 統計調査費	50,364	△2,104	48,260
	6 監査委員費	83,631	2,455	86,086
3 民生費		54,696,669	402,858	55,099,527
	1 社会福祉費	26,010,552	261,054	26,271,606
	2 児童福祉費	19,378,817	69,508	19,448,325
	3 生活保護費	9,297,939	72,296	9,370,235
4 衛生費		10,306,262	△141,265	10,164,997
	1 保健所費	3,488,586	7,524	3,496,110
	2 母子保健費	759,962	△1,337	758,625
	3 墓園斎場費	1,343,738	△169,365	1,174,373
	4 清掃費	4,705,876	4,713	4,710,589
	5 上水道費	8,100	17,200	25,300
5 労働費		53,092	964	54,056
	1 労働諸費	53,092	964	54,056
6 農林水産業費		1,487,279	△53,009	1,434,270
	1 農業費	1,455,245	△53,009	1,402,236
7 商工費		1,153,245	9,824	1,163,069
	1 商工費	1,153,245	9,824	1,163,069

款	項	補正前の予算額	補正額	計
8 土木費		千円 17,532,145	千円 △12,086	千円 17,520,059
	1 土木管理費	536,277	6,146	542,423
	2 道路橋りょう費	4,138,071	△54,305	4,083,766
	3 河川費	1,057,183	△20,730	1,036,453
	4 都市計画費	10,810,099	61,792	10,871,891
	5 住宅費	990,515	△4,989	985,526
9 消防費		4,316,059	116,744	4,432,803
	1 消防費	4,316,059	116,744	4,432,803
10 教育費		13,109,814	1,703,343	14,813,157
	1 教育総務費	1,539,677	30,480	1,570,157
	2 小学校費	4,176,287	1,411,513	5,587,800
	3 中学校費	932,257	333	932,590
	4 幼稚園費	2,396,102	1,053	2,397,155
	5 社会教育費	1,154,013	20,598	1,174,611
	6 保健体育費	2,911,478	239,366	3,150,844
歳 出 合 計		124,914,008	2,880,706	127,794,714

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	妻里小学校校長寿命化改良事業	千円 1,103,000	令和6年度	千円 324,000
				令和7年度	201,400
				令和8年度	534,300
				令和9年度	43,300

2 変更

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
4 衛生費	3 墓園斎場費	新斎場整備事業	千円 3,233,000	4	千円 279,300	千円 3,061,000	4	千円 279,300	
				5	1,980,800		5	1,980,800	
				6	972,900		6	800,900	
8 土木費	3 河川費	吉沢町・住吉町第2調整池整備事業	200,000	6	80,000	170,000	6	54,000	
				7	120,000		7	116,000	
10 教育費	2 小学校費	酒門小学校校舎増築事業	618,000	6	221,000	554,000	6	157,000	
				7	397,000		7	397,000	
		寿小学校校長寿命化改良事業		5	652,000		2,183,000	5	652,000
				6	387,300			6	1,361,400
	7	1,058,000	7	80,000					
	8	85,700	8	89,600					

第3表 債務負担行為補正

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
資源物収集運搬に係る債務負担	令和3年度から 令和9年度まで	481,000 ^{千円}	令和3年度から 令和9年度まで	500,000 ^{千円}
国営緊急農地再編整備事業に伴う債務負担	平成28年度から 令和7年度まで	540,000	平成28年度から 令和32年度まで	904,000
国営緊急農地再編整備事業に伴う中心経営 体農地集積促進事業に係る債務負担	平成29年度から 令和7年度まで	195,000	平成29年度から 令和22年度まで	389,000

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	千円 17,300	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
上水道事業	16,700			
法人市民税の減税に伴う調整	290,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 1,711,700	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 1,893,400	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
小学校事業	781,000				1,766,400			

第5表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市民センター長寿命化改修事業費	千円 2,900
		防災管理経費	100,000
		公害対策経費	2,090
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳経費	31,700
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉経費	5,600
		介護保険推進経費	7,730
4 衛生費	3 墓園斎場費	墓地公園運営経費	1,750
		掘斎場運営経費	7,150
		新斎場整備事業費	3,300
	4 清掃費	清掃工場運営経費	16,000
		清掃事務所運営経費	15,730
	5 上水道費	水道事業会計繰出金	13,600
6 農林水産業費	1 農業費	市単土地改良事業費	2,500
	2 林業費	林業管理経費	21,840
8 土木費	1 土木管理費	建築確認等経費	19,568
		2 道路橋りょう費	道路管理経費
		舗装道維持補修費	700
		橋りょう維持補修費	19,600
		道路新設改良事業費	140,500
		側溝新設改良事業費	45,900
		狭あい道路及び後退敷地整備事業費	84,900
		認定外道路整備事業費	4,000
		道路新設改良事業費（内原地区）	58,900
		舗装新設事業費（内原地区）	2,500

款	項	事業名	金額
		交通安全施設整備事業費	千円 71,000
	3 河川費	河川事務費	90,200
		排水路整備事業費	149,500
	4 都市計画費	都市計画推進経費	144,000
		市街地整備推進事業費	92,000
		国補街路整備事業費（建設計画課）	492,300
		単市街路整備事業費（建設計画課）	10,100
		国補街路整備事業費（都市計画課）	13,300
		都市下水路整備事業費	97,700
		公園等管理経費	20,000
		国補公園建設事業費	93,800
		単市公園建設事業費	40,000
	5 住宅費	住宅整備事業費	77,000
9 消防費	1 消防費	消防機械力整備事業費	224,400
10 教育費	2 小学校費	小学校施設設備整備事業費	42,400
		緑岡小学校長寿命化改良事業費	52,000
	3 中学校費	第四中学校校舎増築事業費	20,600
	5 社会教育費	大串貝塚ふれあい公園運営経費	19,700
	6 保健体育費	体育施設整備事業費	18,800

令和6年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）

令和6年度水戸市の国民健康保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,495,974千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5 繰入金		千円 1,485,001	千円 11,496	千円 1,496,497
	1 一般会計繰入金	1,485,000	11,496	1,496,496
7 諸収入		75,770	478	76,248
	4 雑入	15,268	478	15,746
歳 入 合 計		22,484,000	11,974	22,495,974

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 総務費		千円 247,247	千円 10,840	千円 258,087
	1 総務管理費	165,021	1,233	166,254
	2 徴税費	80,746	9,607	90,353
4 保健事業費		203,651	1,134	204,785
	1 特定健康診査等事業費	140,046	1,134	141,180
歳 出 合 計		22,484,000	11,974	22,495,974

令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）

令和6年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	<small>千円</small> 265,150

令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）

令和6年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 東前第二土地区 画整理事業費	1 東前第二土地区 画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	千円 25,000

令和6年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）

令和6年度水戸市の介護保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,787,595千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 4,173,000	千円 13,867	千円 4,186,867
	1 一般会計繰入金	3,773,000	13,867	3,786,867
9 諸収入		23,473	2,286	25,759
	4 雑入	19,170	2,286	21,456
歳 入 合 計		25,771,442	16,153	25,787,595

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 総務費		千円 406,365	千円 20,696	千円 427,061
	1 総務管理費	250,620	20,696	271,316
3 地域支援事業費		1,131,928	△4,543	1,127,385
	1 介護予防・生活支援事業費	635,178	991	636,169
	2 一般介護予防事業費	81,076	△14	81,062
	3 包括的支援・任意事業費	415,674	△5,520	410,154
歳 出 合 計		25,771,442	16,153	25,787,595

令和6年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）

令和6年度水戸市の介護サービス事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,219千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 繰越金		千円 1	千円 1,715	千円 1,716
	1 繰越金	1	1,715	1,716
3 諸収入		2,023	△196	1,827
	2 雑入	2,022	△196	1,826
歳 入 合 計		70,700	1,519	72,219

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 指定介護予防支援事業費		千円 70,105	千円 1,519	千円 71,624
	1 指定介護予防支援事業費	70,105	1,519	71,624
歳 出 合 計		70,700	1,519	72,219

令和6年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

令和6年度水戸市の後期高齢者医療会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,610,036千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 800,000	千円 5,284	千円 805,284
	1 一般会計繰入金	800,000	5,284	805,284
5 諸収入		22,836	△248	22,588
	4 雑入	4,584	△248	4,336
歳 入 合 計		4,605,000	5,036	4,610,036

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 総務費		千円 82,603	千円 5,036	千円 87,639
	1 総務管理費	68,960	5,036	73,996
歳 出 合 計		4,605,000	5,036	4,610,036

令和6年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度水戸市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(4) 主要な建設改良事業	3,161,365千円	432,434千円	3,593,799千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 水道事業収益	6,563,174千円	500千円			6,563,674千円
第2項 営業外収益	517,349千円	500千円			517,849千円
第1款 水道事業費	6,118,900千円	29,364千円			6,148,264千円
第1項 営業費用	5,820,852千円	29,364千円			5,850,216千円

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,756,071千円」を「2,864,971千円」に、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額260,552千円、過年度分損益勘定留保資金1,408,935千円及び当年度分損益勘定留保資金1,086,584千円」を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額299,775千円、減債積立金630,604千円、過年度分損益勘定留保資金1,461,686千円及び当年度分損益勘定留保資金472,906千円」に改め、同条中第1款資本的収入第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に「第2項 一般会計出資金」を加え、第1款資本的支出第3項を第4項とし、第2項の次に「第3項 国庫補助金返還金」を加え、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 資本的収入	1,921,929千円	328,188千円			2,250,117千円
第1項 企業債	1,766,100千円	224,300千円			1,990,400千円
第2項 一般会計出資金	0千円	16,700千円			16,700千円
第3項 国庫補助金	13,060千円	87,188千円			100,248千円
第1款 資本的支出	4,678,000千円	437,088千円			5,115,088千円
第1項 建設改良費	3,161,365千円	432,434千円			3,593,799千円
第3項 国庫補助金返還金	0千円	4,654千円			4,654千円

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	枝内取水場導水施設整備事業	千円	令和5年度	千円 490,000	千円 939,600	令和5年度	千円 490,000
			1,019,000	令和6年度	386,000		令和6年度	306,600
				令和7年度	143,000		令和7年度	143,000

第6条 予算第6条を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,766,100	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 1,990,400	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

第7条 予算第9条に定めた予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）	985,469千円	26,492千円	1,011,961千円
(3) 賞与引当金繰入額	50,975千円	1,692千円	52,667千円
(4) 法定福利費引当金繰入額	9,932千円	412千円	10,344千円

第8条 予算第10条に定めた予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 児童手当補助金	8,100千円	500千円	8,600千円

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和6年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度水戸市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 建設改良費	4,772,983千円	△ 576,889千円	4,196,094千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業費	9,504,400千円	22,364千円	9,526,764千円
第1項 営業費用	8,510,025千円	22,364千円	8,532,389千円

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,026,114千円」を「4,025,936千円」に、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,272千円、過年度分損益勘定留保資金126,265千円及び当年度分損益勘定留保資金3,778,577千円」を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,272千円、減債積立金250,066千円、過年度分損益勘定留保資金203,306千円及び当年度分損益勘定留保資金3,451,292千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,518,986千円	△ 576,711千円	5,942,275千円
第1項 企業債	3,197,000千円	△ 284,400千円	2,912,600千円
第3項 国庫補助金	1,503,555千円	△ 292,311千円	1,211,244千円
	支	出	
第1款 資本的支出	10,545,100千円	△ 576,889千円	9,968,211千円
第1項 建設改良費	4,772,983千円	△ 576,889千円	4,196,094千円

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1	建設改良費	水戸市浄化センター第2沈砂池・3系反応タンク機械設備改築事業	千円	令和6年度	460,000	(削除)	千円
					920,000	令和7年度	460,000		

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		(変更前) 水戸市浄化センター外監視制御・No.1雨水ポンプ機械設備改築事業 (変更後) 水戸市浄化センター監視制御・No.1雨水ポンプ機械設備改築事業	千円 1,482,000	令和6年度	千円 494,000	千円 1,124,500	令和6年度	千円 377,300
				令和7年度	494,000		令和7年度	377,300
				令和8年度	494,000		令和8年度	369,900

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を，次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）	584,647千円	20,650千円	605,297千円
(2) 賞与引当金繰入額	18,756千円	1,292千円	20,048千円
(3) 法定福利費引当金繰入額	3,706千円	233千円	3,939千円

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度水戸市一般会計補正予算（第6号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

令和6年度水戸市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度水戸市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,914,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法第179条第1項の規定により処分するものである。

令和7年1月17日処分

水戸市長 高 橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 27,159,728	千円 1,055,029	千円 28,214,757
	2 国庫補助金	6,834,932	1,055,029	7,889,961
22 諸収入		3,276,987	971	3,277,958
	5 雑入	2,959,448	971	2,960,419
歳 入 合 計		123,858,008	1,056,000	124,914,008

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 53,640,669	千円 1,056,000	千円 54,696,669
	1 社会福祉費	24,954,552	1,056,000	26,010,552
歳 出 合 計		123,858,008	1,056,000	124,914,008

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費	千円 1,056,000

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市地域包括支援センター基準条例の一部を改正する条例

水戸市地域包括支援センター基準条例（平成27年水戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年1月21日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定介護予防支援事業等基準条例（平成27年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第16条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年1月21日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市監査委員条例及び水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市監査委員条例及び水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(水戸市監査委員条例の一部改正)

第1条 水戸市監査委員条例(昭和39年水戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年水戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

上記については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年1月29日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第5号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

水戸市手数料条例の一部を改正する条例

水戸市手数料条例（平成4年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表178の部低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表182の部中「第11条」を「第13条」に改め、同表183の部中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同部建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第1号中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同表184の部中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同部建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年1月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第6号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第7号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第8号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第9号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

報告第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市小泉町1番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第11号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市田野町1045番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市見川5丁目地内で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

報告第13号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市城南2丁目12番3地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第14号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町3891番142地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和7年3月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

